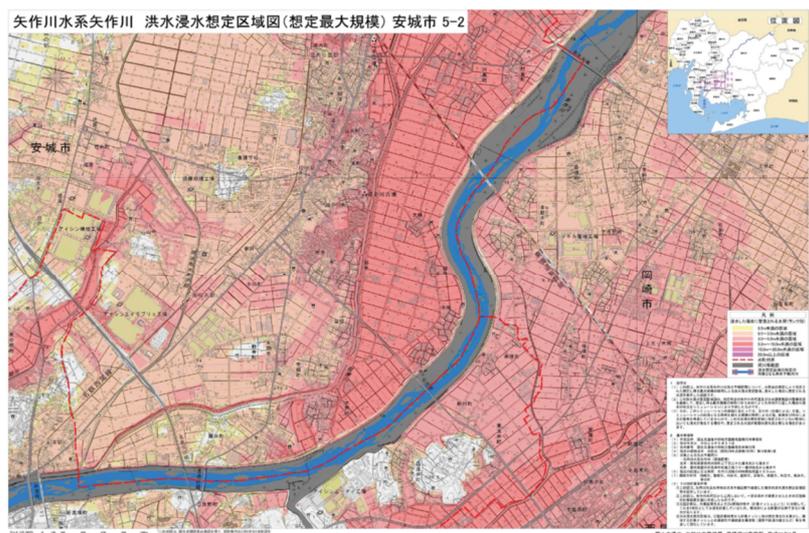


1-2 相次ぐ豪雨災害による雨水対策事業の進展

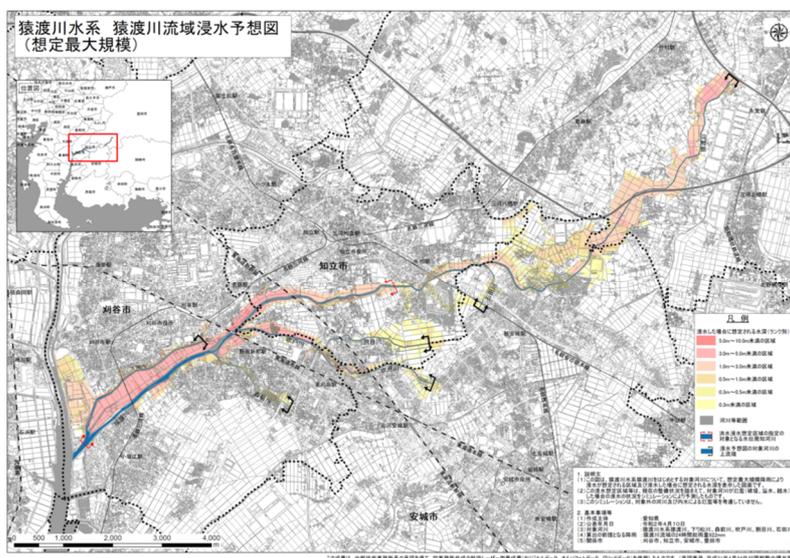
平成23年3月に安城市雨水マスタープラン策定後も全国各地で豪雨災害が相次ぐ中、平成27年頃から水害に対する考え方や雨水対策事業の方向性が大きく変わり始め、年々進展しています。

① 想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域の公表

- 平成27年に水防法等の一部を改正する法律が施行され、従来の河川整備において基本となる降雨（計画規模）を前提とした洪水浸水想定区域に加え、**想定し得る最大規模の洪水などに係る浸水想定区域の公表**が義務化されました。
- 安城市内の河川については、平成28年5月に国が管理する矢作川の洪水浸水想定区域が公表され、令和2年4月に県が管理する河川（猿渡川など）の洪水浸水想定区域が公表されました。これを受け、令和2年度に「安城市洪水ハザードマップ」を改訂し、想定し得る最大規模の洪水や内水による浸水想定区域を表した「安城市水害ハザードマップ」を作成しました。



矢作川水系矢作川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（国土交通省公表資料）



猿渡川水系猿渡川流域浸水予想図（想定最大規模）（愛知県公表資料）

② 水防災意識社会再構築ビジョンの実現に向けた取組

- 平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川が氾濫し、甚大な被害（浸水戸数は約1万棟、孤立救助者数は約4千人）が発生したことを踏まえ、国が「[水防災意識社会再構築ビジョン](#)」を策定しました。
- このビジョンでは、「[施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの](#)」へと意識を変革し、[社会全体で洪水に備える必要性](#)が謳われ、具体的な取組として、令和2年度を目途に「[洪水氾濫を未然に防ぐ対策](#)」に加え、氾濫が発生した場合でも被害を軽減する「[危機管理型ハード対策](#)」の導入や「[住民目線のソフト対策](#)」への転換が示されました。



水防災意識社会再構築ビジョン（国土交通省公表資料）

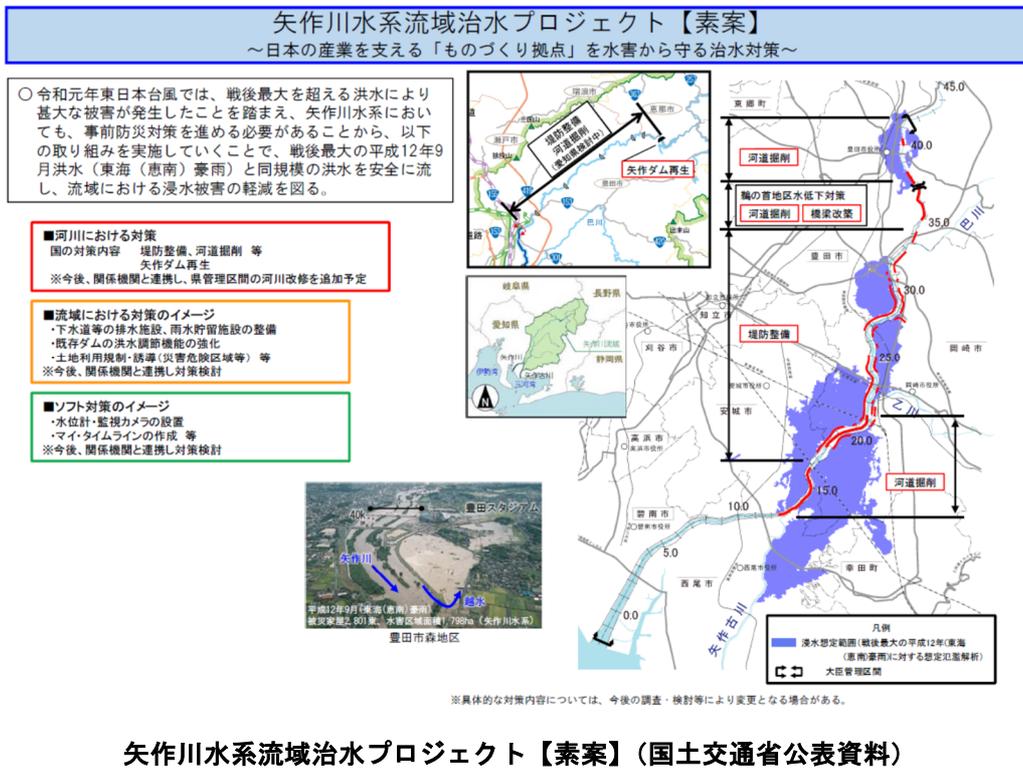
- その矢先、平成28年8月、台風10号などの一連の台風により北海道・東北地方で中小河川などが氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生しました。これを受け、水防災意識社会の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成29年6月に「[大規模氾濫減災協議会](#)」制度の創設をはじめとする「[水防法等の一部を改正する法律](#)」の施行、「[緊急行動計画](#)」のとりまとめが行われました。
- しかしながら、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）により広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流などが発生し、200名を超える死者・行方不明者と3万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラなどの被災によって甚大な社会経済被害が発生しました。これを受け、[多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止軽減させる対策の強化を緊急的に図る](#)べく、平成31年1月に緊急行動計画が改訂されました。



西日本豪雨の被害状況（国土交通省公表資料）

③ 流域治水プロジェクトの始動

- 平成30年7月豪雨以降も、**令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響などにより激甚な災害が頻発**している状況に鑑み、災害から国民の命と暮らしを守るため、新たに「**総力戦で挑む防災・減災プロジェクト～いのちとくらしをまもる防災減災～**」が立ち上げられました。
- 今後は、河川・下水道管理者などによる治水に加え、**あらゆる関係者（国・県・市・企業・住民など）により流域全体で行う治水（流域治水）へ転換するため、流域全体で早急を実施すべき対策の全体像が「流域治水プロジェクト」として示される**予定です。
- 安城市が関係する矢作川流域では、令和2年7月に国が「**矢作川流域治水協議会（仮称）**」を設立し、令和3年3月までに「**矢作川流域治水プロジェクト**」を策定するよう動き出しました。



④ 新たな内水浸水対策に関するガイドライン類の策定

- 下水道の分野では、平成27年に水防法等の一部を改正する法律が施行されたことを受け、新たな内水浸水対策に関する7つのガイドライン類（雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）など）が策定され、**浸水リスクを検証した上で浸水対策を重点的に実施すべき地区を設定したり、計画を上回る降雨を具体的に想定した上で段階的な防災・減災目標を設定**したりする手法などが示されました。

⑤ グリーンインフラの推進

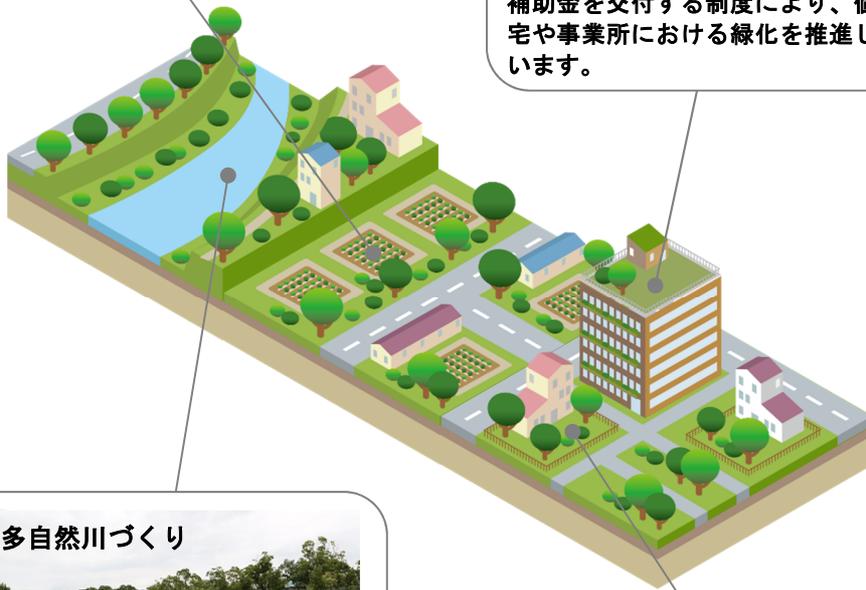
- 「グリーンインフラ」は、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取組が進められています。
- 平成27年8月に閣議決定された「国土形成計画」では、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」に関する取組を推進することが示されました。



「日本デンマーク」を支えた風土を特徴づける農地の保全に努めています。



補助金を交付する制度により、個人宅や事業所における緑化を推進しています。



自然と親しめる空間を創出する多自然川づくりを実施し、生物と触れ合う場としても活用しています。



補助金を交付する制度により、個人宅や事業所における緑化を推進しています。

安城市におけるグリーンインフラの主な取組事例